

市民相談のご案内

お問い合わせ、お申込みは
市民相談人権課
☎ 82-5128

- ・相談は市内在住、在勤、在学の方を対象とします。なお、**事業主の営利に関わる相談はできません。**
- ・★の印が付いた相談について、**同一案件での相談は1回限りとなります。継続の相談はできません。**
- ・各相談の詳しい日程は裏面の「市民相談カレンダー」をご覧ください。（休日等により相談日が下記と異なる場合がございます。）

場所	相談の種類	相談の内容	申込方法	相談日	相談時間	相談員	
市役所 教育庁舎1階	市民生活 〔一般〕	近隣関係のトラブルや日常生活の困り事などの相談	随時	土・日・祝日を 除く毎日	9:00～ 16:00 (12時～13時除く)	市民生活 専門相談員	
	消費生活 〔消費生活 センター〕	商品やサービスの契約トラブルに関する相談と情報提供	随時 直通電話 82-5181 (消費生活センター)	土・日・祝日を 除く毎日		消費生活 相談員	
	★ 法律	相続や離婚、金銭トラブルなど日常生活上の法律問題 ※営業や事業にかかる相談はできません	前日の午前9時から正午まで 電話で受付 ※前日が休日の場合は直前の平日 (定員 〔平日〕7名 ※毎月第1週のみ11名 〔土曜日〕6名 ※申込み人数が定員を超える場合は 抽選)	週1回 相談日は裏面に掲載	13:00～ 16:00 (毎月第1週のみ 10:00～12:00 13:00～16:00)	弁護士	
				毎月 第3土曜日	9:30～ 12:00		
	★ 税理士	相続税、贈与税、所得税、譲渡所得などに関する相談	前日の午前9時から正午まで 電話で受付 ※前日が休日の場合は直前の平日 (定員6名 ※申込み人数が定員を超える場合は 抽選)	毎月 第2金曜日		税理士	
	★ 司法書士	登記・ 相続等	相続等登記・手続などに関する相談	前日の午前9時から正午まで 電話で受付 ※前日が休日の場合は直前の平日 (定員6名 ※申込み人数が定員を超える場合は 抽選)	毎月 第3水曜日		司法書士
		債務 登記・ 相続等	債務などに関する相談 相続等登記・手続などに関する相談	【債務相談】事前予約制 前日午後5時まで電話で受付 (先着4名) 【登記・相続などに関する相談】 債務相談に空きがある場合のみ、 当日午前8時半から正午まで 電話で受付(先着順)	毎月 第4水曜日		司法書士 (認定)
	★ 行政	国・県などへの意見や要望	当日午前8時半から正午まで 電話で受付(先着6名)	毎月 第1木曜日		行政相談 委員	
	★ 年金・ 社会保険	年金や社会保険、労働災害などに関する相談	当日午前8時半から正午まで 電話で受付(先着6名)	毎月 第1火曜日	13:00	社会保険 労務士	
	★ 不動産	土地、建物の取引や賃貸などに関する苦情や相談	当日午前8時半から正午まで 電話で受付(先着6名) <持ち物> 契約書、図面など (内容が分かるもの)	毎月 第2月曜日	～ 16:00	宅地建物 取引士	
	★ 建築	家の新築やリフォーム、修理などに関する相談	当日午前8時半から正午まで 電話で受付(先着6名)	偶数月 第3月曜日		技能士	
	★ 境界・測量	境界トラブル、土地や建物の各種標登記など境界・測量に関する相談	当日午前8時半から正午まで 電話で受付(先着4名) <持ち物> 写真、図面など (内容が分かるもの)	5月、9月、1月 第3月曜日		土地家屋 調査士	
	★ 成年後見 ・相続	成年後見制度、遺言、相続などに関する相談	当日午前8時半から正午まで 電話で受付(先着6名)	毎月 第2火曜日 第4月曜日		行政書士	
	★ マンション 管理	管理組合の運営、規約、修繕、積立などに関する相談	当日午前8時半から正午まで 電話で受付(先着3名)	毎月 第4月曜日		マンション 管理士など	
市役所 西庁舎 2階	人権	人権・プライバシーの侵害などに関する相談	前日午後5時まで電話で受付 (先着3名) ※前日が休日の場合は直前の平日 電話 82-7618 (市民相談人権課)	毎月 第2、第4木曜日		人権擁護 委員	
	女性の悩み 〔女性相談室〕	夫婦・家族の悩みや配偶者などからの暴力の相談など	【電話相談】 ※第2土曜日のみ事前予約制 直通電話 83-1812 (女性相談室) 【面接相談】事前予約制 電話 82-7618 (市民相談人権課)	毎週 月・火・水・木曜日 毎月第2土曜日 (祝日を除く)	10:00～ 15:00 (12時～13時除く)	女性相談員	

その他相談のご案内

お問い合わせ、お申し込みは 総合政策課 ☎ 82-5101

場所	相談の種類	相談の内容	対象者	申込方法	相談日	相談時間	相談員
保健福祉 センター 第1会議室	結婚 (婚活)	婚活の進め方などに関する相談と情報提供	①独身の方 ②独身の子をもつ親	事前申込み ※ 詳細は、決定次第(4月以降) ホームページ(暮らしの相談)でお知らせ	毎月 第4土曜日	12:30～ 16:30	結婚相談員